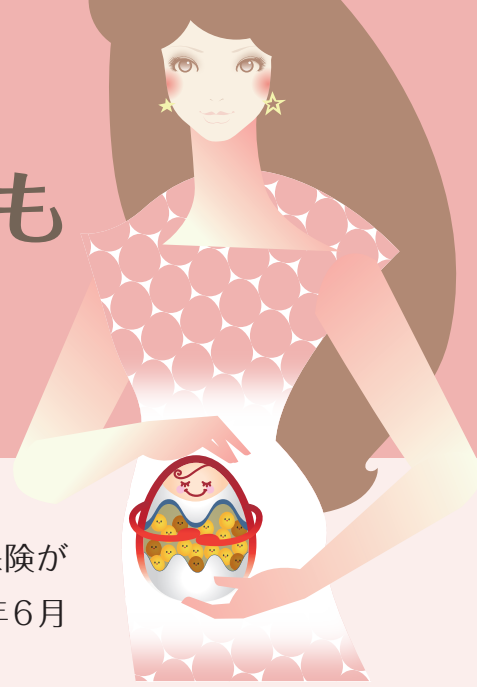


2024年6月より

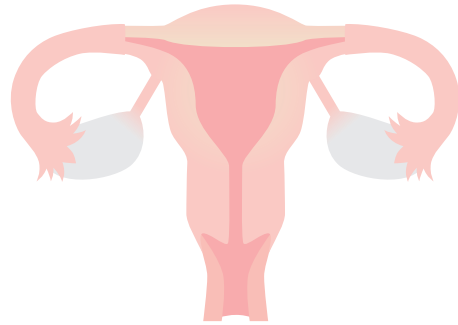
AMH検査が一般不妊治療でも 保険適用となりました

AMH(抗ミュラー管ホルモン)検査は、これまで限られた場合でしか保険が適用されませんでした。2024年4月の診療報酬の改定により、2024年6月から一般不妊治療においても保険適用されるようになりました。



保険名称：内分泌学的検査／抗ミュラー管ホルモン（AMH）

- [実施料] 597点
- [診療報酬区分] D008 52
- [判断料区分] 生化学的検査(Ⅱ)
- [算定要件]



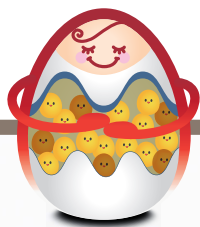
旧適用内容

2024年5月まで	「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は不妊症の患者に対して、 調節卵巣刺激法における治療方針の決定を目的として 、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。
-----------	--



改定後

2024年6月より	「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、 卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として 、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法又はECLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。
-----------	--



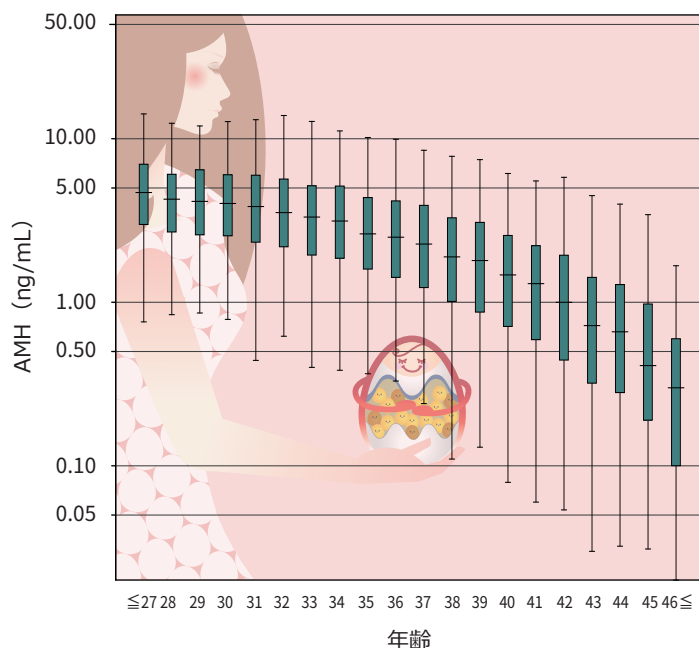
アクセス AMH (IVD)

測定値の年齢別分布 (中央値)

ノンパラメトリック法、多嚢胞性卵巣 (PCO) と早発卵巣不全 (POI) を除く

年齢 (歳)	AMH (ng/mL)		n
	中央値	95% RI*	
≤ 27	4.69	0.76 - 14.18	558
28	4.27	0.84 - 12.44	387
29	4.14	0.86 - 11.97	555
30	4.02	0.79 - 12.74	663
31	3.85	0.44 - 13.08	865
32	3.54	0.62 - 13.87	872
33	3.32	0.40 - 12.76	959
34	3.14	0.38 - 11.16	1,064
35	2.62	0.37 - 10.18	1,191
36	2.50	0.33 - 9.93	1,122
37	2.27	0.24 - 8.50	1,154
38	1.90	0.11 - 7.81	1,230
39	1.80	0.13 - 7.45	1,176
40	1.47	0.08 - 6.13	1,057
41	1.30	0.06 - 5.52	888
42	1.00	0.05 - 5.81	715
43	0.72	0.03 - 4.49	509
44	0.66	0.03 - 3.98	309
45	0.41	0.03 - 3.43	144
46 ≤	0.30	0.02 - 1.67	127
全群	2.36	0.12 - 10.67	15,545

* Reference Interval (基準範囲)



参考資料

1. アクセス AMH (IVD) 添付文書 第3版 (2023年6月改訂)

対象および方法

JISART (日本生殖補助医療標準化機関) の各施設に通院する不妊症患者で本品を用いて測定した 16,526 例のうち、多嚢胞性卵巣 (PCO) (939 例) 及び早発卵巣不全 (POI) (42 例) と診断された症例を除外した後の、女性 15,545 例の AMH 測定値の年齢別分布 (中央値) をノンパラメトリック法により求めました (JISART 多施設共同研究での国内検討データ)¹

検査要綱

検査コード	検査項目	材料	検体量	容器	保存条件	所要日数	検査方法	基準値	診療報酬区分番号	保険点数	保険収載名称
7169	抗ミューラー管ホルモン	血清	0.5mL	A1 ↓ A2	冷蔵	2~4日	CLEIA法	検査案内 36 ページ または、上表「測定値の年齢別分布」参照	D008 52	597*	抗ミューラー管ホルモン (AMH)

* 抗ミューラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体として EIA 法、CLEIA 法又は ECLIA 法により測定した場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。



株式会社 ファルコ バイオシステムズ

